平成２３年（フ）第２８３２号
大阪市西成区松１丁目６番３号
破産者　細井　光一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１６号
大阪市東淀川区小松５丁目６番41―401号
破産者　町本　隆一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３１号
大阪府八尾市佐堂町２丁目３番３号
破産者　村上　宏臣
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１４号
大阪市中央区瓦屋町２丁目11―６―817、開始決定時の住所大阪市中央区南船場１丁目10番12―1002号　ローゼンビル
破産者　カーランド　アヴァンツこと　西本　正明
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７１号
大阪府豊中市旭丘１番２―1007号、前住所大阪府豊中市東豊中町２丁目６番60―309号
破産者　岡嶌三和子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６３号
大阪市西淀川区中島１丁目18番43号
破産者　榊原　博樹
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７２号
大阪市北区菅栄町12番８号　昭和グランドハイツ第２菅栄501号室
破産者　辻　　光規
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１４号
大阪府高槻市南総持寺町８番19―407号
破産者　永田　　尚
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６２号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ９―202号
破産者　住田　勝史
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３６８号
兵庫県三田市駅前町10番５号　西浦ハイツ101号、従前の住所兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｊ棟804号
破産者　氏丸　新一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
神戸市須磨区車字口道谷934番地の１シェーンタール須磨201号、従前の住所神戸市須磨区東落合１丁目３番172―602号
破産者　角田　晃一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７１号
神戸市東灘区住吉宮町５丁目10番５号マンションモルフェ201号
破産者　猪野　真人
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０７号
神戸市垂水区泉が丘５丁目１―９ロイヤル垂水泉が丘201、住民票上の住所神戸市須磨区菅の台２丁目１番地17号棟403号
破産者　矢野美知子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１２号
神戸市兵庫区馬場町２番３号馬場コーポ301号
破産者　横山不二夫
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
兵庫県伊丹市寺本４丁目63番地14―303号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市北野５丁目１番地３Ｆ―２
破産者　照屋　秀人
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目１番45―507号
破産者　桑江　良代
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８５号
兵庫県伊丹市柏木町２丁目70番地　第一みどり荘202号
破産者　新免　徳之
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９１号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番３―106号
破産者　片山　裕隆
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部